

総人統第一〇三六 號

案起 昭和二十一年 八月 日 決定 昭和 年 八月二十日 施行 昭和 年 八月二十日

内閣総理大臣

内閣官房長官

内閣官房次長

総理廳官房人事課長

事務官

起案

物價廳勤務の一級官吏の出張及旅行は爾今物價廳長官限り専行してよいことに決定致したい

案

昭和二十一年 八月二十日

内閣官房長官

物價廳長官宛



総人給一〇三六

物人秘第五六七号

昭和二十二年八月十四日

物價廳長官 和田 博 雄

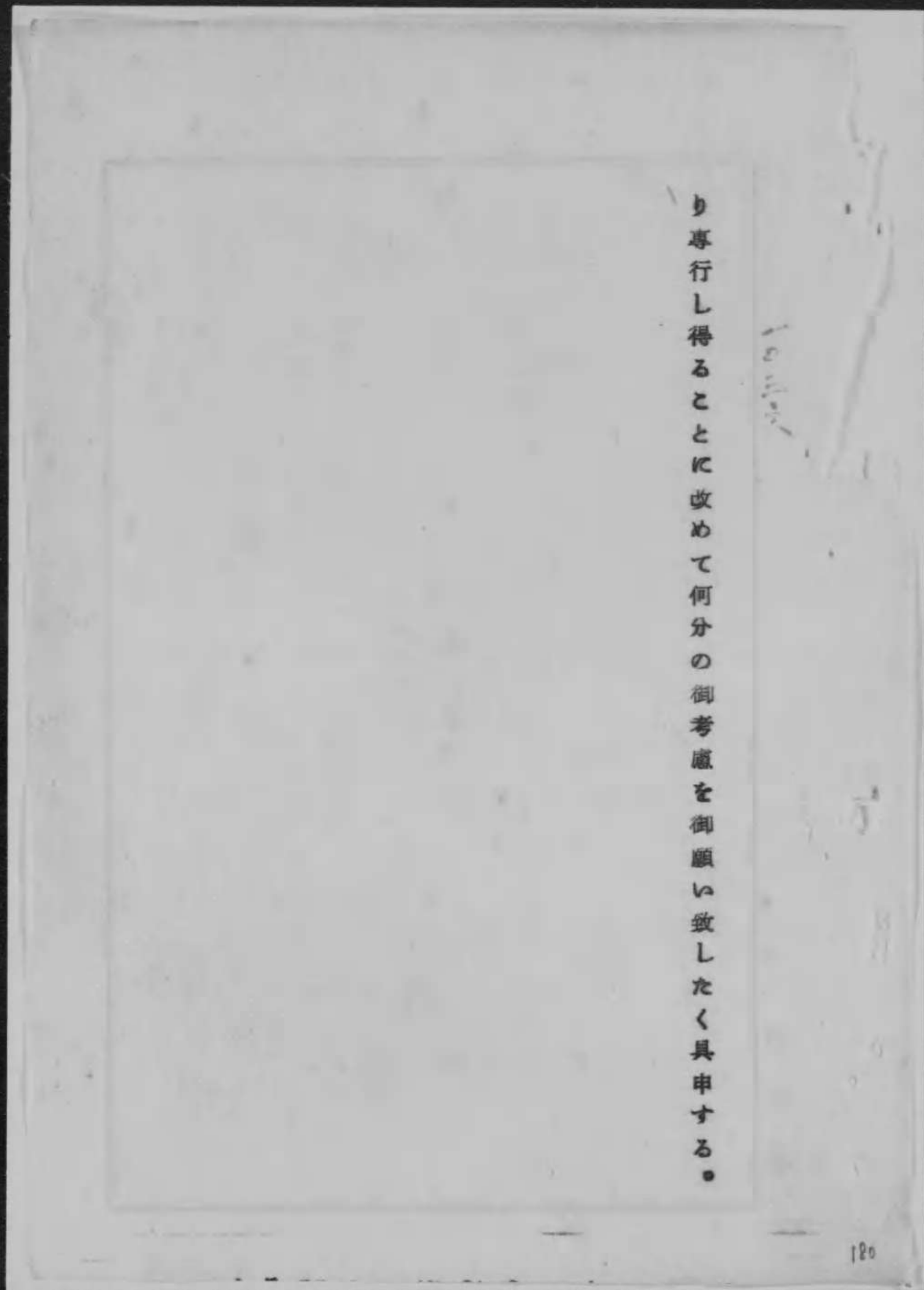
内閣總理大臣 片山 哲 殿



職員の出張及旅行に關す委任事項について

本廳職員の出張及旅行については昭和二十一年八月十二日附内閣人閣第一八九三号の通達によつて現在本職の専行し得るものは二級官吏に限られて居るが最近地方物價事務局に次長（一級官）を配置するようになりこれ等一級官吏の出張についてもその都度内申を要し事實上遠隔の地方にあつては事務處理上不都合を來す虞れがあり此の際事務簡捷を圖る意味において今後一級官吏及二級官吏の出張及旅行は本職限

裏面白紙



裏面白紙

以下参照

人閣第一八九三號

起案

昭和廿一年八月

日決

昭和廿一年八月十日

施行

昭和廿一年八月十二日

上 申 濟

物價廳職員の進退に関する左記事項については物價廳長官限り専行してよいことに決定したいと思ふ

記

一、二級官吏の勤務一地方物價事務局長の補職を除く一俸給の決定及發令但し初任給、昇給に関する内規設定の場合には豫め協議すること。

二、二級官吏の出張及旅行。

三、一級官吏及二級官吏の忌服並除服出仕。

四、普通試験委員の任命。

五、嘱託員一部内限一級官扱の嘱託を除く一の任命及解嘱。

裏面白紙

○官廳事項

○地方物價事務局に次長制設置

物價廳において、地方物價事務局に次長制設置の件を次のように定め、七月十六日から、これを施行する。

地方物價事務局に次長制設置の件

地方物價事務局に次長を置き、一級の總理廳事務官又は總理廳技官のうちから、内閣總理大臣が、これを命ずる。

次長は局長を補佐し、局務を掌理し、局長事故あるときは、その職務を代理する。

参

考

一級官吏の出張及び旅行を委任してゐる部内の部局名

戦災復興院 (高等官の内國及外國出張)

復員廳 (一級官吏及二級官吏の出張)

行政調査部 (一部員以下の出張及旅行)

宮内府 (一級官吏及二級官吏の出張及旅行)

經濟安定本部 (副長官以下の内地出張及旅行)

裏面白紙